

令和7年度第3回堺市地域福祉計画推進懇話会 議事要旨

開催日時：令和7年10月29日（水）14:30～16:30

開催場所：堺市総合福祉会館5階 大研修室

出席構成員：所構成員、濱島構成員、垣田構成員、矢野構成員、梶山構成員、榎本構成員、寶楽構成員、加藤構成員、栗田構成員、谷口構成員、上出構成員、本村構成員、吉澤氏（関係者出席）

欠席構成員：景山構成員、藤原構成員、野田構成員、澤村構成員

【事務局より案件説明】

第5次堺市地域福祉計画（行政計画）案について

（寶楽構成員）

資料1の48ページについて、地域のコミュニティビジネスを通じて課題解決している立場から質問する。重層的支援体制整備事業の推進は、フォーマルな分野とインフォーマルな分野が連携することで課題解決を図つていくイメージだと理解している。この説明文では、各支援機関や府内での連携の視点は入っているが、民間団体等が掲んだ課題を重層的支援体制整備事業にどのようにつなげていくのか。49ページには、「ハブとなる人材育成の取組も進めます」と記載あり、基本的には民間で拾った情報が図4-2の各機関等に入り、市民の協働が進むのだと思うが、48ページの文章だけを見ると、「府内だけで頑張ります」という説明に見える。ここには市民協働や民間連携の視点も入っているのか、民間との連携についてどう考えるのか伺いたい。

5ページでは、評価方法について記載されている。経年でアンケート調査を実施し、取組を振り返るときに、現状の記載だけで本当に十分なのか。現段階で評価の記載を大幅に追加することは難しいと思うが、計画が策定された後、重点的に次期計画の6年間の変化をどのように評価するのか。これまでの懇話会において、アウトカム変化をどのように測るのかという点を発言しているため、評価方法が気になっている。

23ページでは、地域課題等に関して、包括的な支援体制の現状が書かれている。一方で111ページのアンケート調査結果には、地域の団体等が本当にしんどい点に関する意見が掲載されている（問18 貢団体・機関では、活動や組織運営を行う上で、困っていることがありますか。）。このようなアンケート調査項目があるので、こちらの結果を23ページ等にも載せた方がより現状の課題を鮮明に表せるのではないか。

36ページについて、災害対策基本法の改正により、福祉の観点が追加されたことについて伺いたい。「基本目標4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができる」と記載がある。改正災害対策基本法では各市町村で、例えば車で避難した人や、避難所以外に避難した人等に対しても福祉的な支援につなげることが追加された。これに加えて、内閣府のデータベース等に登録された地域外から来た支援団体が、災害支援に入るということも追加された。このような改正を受けて、他地域からの団体を受け入れる準備をすることや、地域の課題解決のために地域外の団体を受け入れるという内容の記載を検討してもらいたい。一方、地域福祉計画の性質上、このような具体的な内容の掲載は難しいことも理解している。

（事務局・市）

48～49ページの重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）について、指摘のあった点は課題だと認識している。地域で困りごとを発見したときに、フォーマルな支援だけでなくインフォーマルな支援を含めてどのように

に対応するのかという点については、これから包括的な支援体制をめざす上で非常に重要だと考えており、次期計画に記載したいと考えていた。表記が足りないという指摘だと理解している。庁内だけで完結するものではなく、市民・地域団体・NPO 等を含めて包括的な支援体制を作るものだと考えており、記載が不足しているのであれば、新たに追記を検討する。イメージとしては、49 ページに記載している「支援機関間、支援機関と住民や地域団体、企業・事業者・NPO 等とつなぐことができるハブとなる人材育成の取組も進めます」という視点を踏まえ構築を考えている。

5 ページのアウトカムに関しては、前回に提示をした。アウトカム等を含めて、PDCA を回すことを考えているが、ここにすべて記載することは難しいと考えている。ただ、評価に関して、担当者や委員が今後変わることを考慮すると、変わった後の担当者や委員もわかるような表記にすることが必要だと考えており、意見を踏まえ検討する。

22 ページや 23 ページに 111 ページの図を入れた方がよりわかりやすくなるのではないかという指摘に関しては、掲載しているグラフの量が既に多いという事情もあるため、新たに掲載するか検討する。

36 ページの地域外の団体の受け入れに関しては、指摘のとおり、災害対策基本法が改正されたと認識している。地域福祉計画としての掲載の在り方については検討する。

(栗田構成員)

今回の案を見て、最初に目を引いたのはコラムである。コラム 1 と 3 の掲載内容について違和感があった。コラム 1 については、堺市のために一生懸命取り組んでいる NPO 法人等がたくさんある中で、どのような経緯で今回の団体を選んだのか。コラム 3 については、保護司に話を聞いたという内容であるが、取材対象の保護司はどのような過程で選んだのか、疑問に感じた。

現行計画は、ホームページで見てもあまり違和感がなかったが、次期計画が案のとおりコラムもホームページに掲載された際には、違和感を持つのではないか。ただ、もし懇話会の構成員になっておらず、何かの機会にホームページで次期計画を見た際に違和感を覚えるかというと、そうではないとも思う。コラム 1 と 3 のいずれも良いことが記載され、堺市民に知ってほしい気持ちはよくわかる。私もぜひ知ってほしいとは思うが、次期計画に掲載するのにはふさわしくないと感じた。

(所構成員・座長)

コラムの掲載対象者を選んだプロセスに関する質問か。それとも、コラムを掲載すること自体についての意見か。

(栗田構成員)

コラムを掲載すること自体が今回初めてのため、それに驚いた。コラム 2 のような内容であれば驚きはしなかつたが、コラム 1 と 3 については違和感を覚えた。この懇話会の構成員が所属する団体が選ばれているから、違和感を覚えたのかもしれない。この点も含めて、どのように対象者が決まったのか伺いたい。

(事務局・市)

コラムを掲載することに関しては、これまでの懇話会で澤村構成員から提案があった。市内では様々な主体が活動しているので、その取組を端的に紹介するとわかりやすいのではないかという意見があつたため、これを踏まえて、コラム掲載した。

コラム 1 と 3 については、堺市内での特徴的な取組として対象者を選定した。コラム 1 については、NPO 法

人 SEIN が茶山台校区において活動していることを紹介することで、他の校区でも参考にしやすいのではないかと考え、掲載することにした。各校区で状況が異なるため、同じ取組をすれば正解だというわけではないが、堺市内で茶山台のような取組が行われていることを知らせることが重要だと考え、掲載した。

コラム 3 については、保護司が更生支援の主たる担い手である一方で、担い手不足だという現状がある。なぜ保護司になったのか、保護司はどのような活動をしているのか、一般には知られていないと思うため、保護司に取材し、コラムとして掲載した。

(栗田構成員)

取組を知つてもらうという点について異論はないが、コラムを次期計画へ掲載することに疑問がある。次期計画は長期計画のため、掲載が適切かどうか検討する必要があると感じた。

(本村構成員)

私が所属する団体では、法人後見を実施し、社会課題に取り組んでいる。現行計画では、法人後見を推進することが明記されていたが、次期計画案には記載されていないように見受けた。

法人後見の必要性は高まっているが、私たちの団体も人手不足であり、対応しきれないこともある。また、法人後見のメリットとして、担当者を変更できるため、担当者の死亡、仕事を続けられない状況となった場合に対応できる。また、障害者の場合は長期的に制度を利用することになるので、法人後見のニーズが高い。

法人後見についての記載がないと、成年後見制度の過渡期である中、堺市として法人後見を重視していないように見えるため、法人後見について明記してもらいたい。

(事務局・市)

計画に記載が不足しているかもしれないが、資料 1 の 65 ページの「④権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等の推進」において、「支援の持続性の担保」の中で、法人後見の活動を支援すると記載している。法人後見の必要性は認識しているため、記載が不足していれば伺いたい。支援の必要性の担保としても、様々な団体と協力し、堺市としても支援したいと考えている。また、「担い手の多様化と支援」の中においても、法人後見も含め、多様な後見人が活動しやすい環境を行政として整えることについて記載している。

(本村構成員)

「担い手の多様化」の中に記載するだけでは、法人後見の必要性が伝わりにくいと考える。むしろ現行計画では明記されていたため、次期計画でも、法人後見を明記してもらいたい。

(事務局・市)

掲載の仕方について検討する。

(吉澤氏)

私たちの団体では、ひきこもりやニートの方々の相談業務等を行っている。現場の視点では、重点施策や目標に挙がっている「誰一人取り残さない」や、「必要な情報を必要なタイミングで届ける」ということに関して、今相談に来る方は非常に多様である。外国人の母親で、こどもが知的障害を持っているケース等は、情報が流れてきても取得する力が弱いと感じる。例えば、堺市のひきこもりの数は、統計では総人口の約 1%とされているが、その中で相談者はさらに 10%を切るという状況である。つまり、情報があつたとしてもアクセスできない、使い方が

わからないとかいう方がいることを意味している。大きい計画であるため、あまり具体的に書けないかもしれないが、情報を使えない、情報を拾えない方に対しては、情報を流すだけではなく、どう届けるかについても一緒に考えることができれば嬉しい。

重層的支援に関しては、ひきこもっている本人だけではなく、家族への支援も必要であり、多くのことが複雑に絡んでいるということが現状としてある。そのため、「重層的支援」という言葉が出てきたことに、私自身は非常に嬉しい思う。様々な現場の担当者がもっとつながりを感じられるような、一步踏み込んだ内容を記載することでよりよくなるのではないかと考える。

(事務局・市)

これまでの懇話会やアンケート調査等を通じて、情報提供が難しいことは実感しており、現場でも課題だと認識している。このことに関して、資料 1 の 45 ページでは、共通施策として情報提供の推進を記載した。フル型・プッシュ型の情報提供を記載した点は、行政計画としては踏み込んだ内容と考えている。ただ、指摘のとおり、複雑な課題を抱える方やひきこもりの方に対して、どのように情報提供するかという点については、課題だと考える。何かヒントがあれば、ご教示いただきたい。

(吉澤構成員)

現場で対応する際、何らかの支援者と関わっていない場合、接触することが難しく、情報を得ることが困難な状況となる。地域の民生委員がつながっているケースであればつながりを持つことができるが、そうではない方が圧倒的に多く、何もつながりを持っていない方がいる。

私たちは教育機関と連携し、学校の先生に啓発することで、最初は情報提供してもらえないでも、徐々に課題を持つ方がいることを明かしてもらうことがある。このように既につながりがある場所に対して、粘り強くアプローチする取組を現場で実践している。学校が一番課題を抱える家庭に近い存在となっている場合がある。

他機関と対象者についてどのような課題を抱えているのかを話し合うことで、例えば学校では「卒業後、この子はどうなるのだろう」と心配していることがわかる。その点と一緒に考える。他機関（学校）に私たちが歩み寄ることでつながる。「私たちの団体につなげてもらえばよい」ということではなく、学校や他機関が困っている課題にどうアプローチするかという点が、つながりを作るために一番大事なところではないか。

(事務局・市)

平時からつながりをしっかりと作ることが情報提供につながるということだと理解した。

(榎本構成員)

資料 1 の 21 ページのアンケート調査結果の図 2-8「本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うこと」において、市民・団体・機関で回答が異なる点が気になった。様々な相談窓口や支援がある中で、団体や機関の相談窓口や支援が市民に十分に伝わっていないのではないかと思っている。また、情報の発信に関する課題として、経済的な困窮等の実態が十分市民に伝えられていないのではないか。

情報を受け取って相談しようと考えたり、助け合わないといけないと考えることができるような環境を整えるためにも、まず一人ひとりが適切に経済的困窮といった事象のイメージを掴むことが大切ではないか。

その点をどのように解決するかについては、啓発活動も十分に実施できているわけではないため、引き続き地域のネットワーク等を生かしながら、地道に取り組む必要があると感じた。アウトリーチも重要だと認識はしているが、情報入手はアウトリーチだけでは対応できない。情報発信する人を増やすための啓発が必要だと思う。

(事務局・市)

図 2-8 の「孤立した人やひきこもりの人への支援」は、指摘のとおり、市民・団体・機関によって受け止め方が違うということがよくわかる。地域福祉計画では住民が関わることが重要だと考えているため、啓発を務めることで、例えば隣に住んでいる方が実は困っていることを認識できることで、そこからフォーマルな支援につながるという可能性もある。記載の仕方は難しいが、住民間での見守りが支援につながる可能性もあるため、記載を検討したい。

(梶山構成員)

次期計画では、重層事業が重要になると思う。社会福祉法人では、オール大阪で、高齢、障害、生活困窮者に対する経済支援を実施してきた。社会福祉協議会と一緒に勉強会等も実施しており、引き続き取組を進めたい。

「誰ひとり取り残さない」という点に関しては、理念にある「参加と協働」を進め、一人でも多くの人が参加できる仕組みや、多機関が協働できるようなシステムができればと考える。

防災に関しては、福祉避難所の連絡会があるため、このような形で参画を増やすことができると考える。

(加藤構成員)

第 4 章共通施策 1 において、「すべての分野において、『予防的支援』と『孤独・孤立対策』の視点を取り入れます」、「公民が協働し、制度や分野の違いを超えて住民の困りごとを包括的に受け止めます」と記載がある。ある報道番組で、AI を高齢者のコミュニケーションツールとして活用し、AI が高齢者と話をし、内容をまとめているという取組が紹介されていた。

共通施策 3 では、「地域福祉を支える人材の確保が一層困難」になっていることが記載されている。報道番組では、事業所で高齢者は話を聞いてほしいが、職員は一人ひとりの話を聞いていると他のことに手が回らないということであった。そこで AI を活用して高齢者の話を聞き、AI に任せている間に他のことに集中して取り組むというものである。

この点に関して、共通施策 2 では、「プッシュ型の情報発信の観点から、デジタルツールを活用し、対象者に応じた必要な情報を能動的に届けます。また、AI（人工知能）等を活用し、積極的な情報提供を推進します」と記載されている。この項目に限らずに、様々な場面で AI を活用できるのではないかと感じた。

(谷口構成員)

更生保護に関して伺う。刑務所から出所、少年院から出所の際の環境調整において、住居や引受人がいないという件数が多い。資料 1 の 56 ページには「堺市居住支援協議会を通じて、居住支援法人との連携を強化する」とある。堺市居住支援協議会は今年の 3 月に発足したと聞いている。居住支援法人は、家庭で課題があった際に、一時避難のために利用するものだと認識していた。本当に出所者の受け入れが可能なのか伺いたい。

薬物乱用防止に関して、私は中学校等で開催する薬物乱用予防教室に何回か関わっているが、薬物に関する相談先として、こころの健康センターを紹介している。資料 1 の 48 ページには、こころの健康センターが入っているが、57 ページには記載されていない。57 ページの内容にも関わるのではないか。

用語についても気になった点がある。2 ページの「計画策定の背景と目的」において、「働き方の多様化や非正規化等に伴う経済格差の拡大」という記載がある。「非正規化」というよりも、「非正規雇用」の影響が大きい

のではないか。「非正規化」との表現に違和感を覚えた。

(事務局・市)

居住支援法人は、住宅確保要配慮者への支援をする法人であり、出所者に対する支援も実施している。今年3月に居住支援協議会が発足したため、これを通じて居住支援法人と連携し、出所者の居住支援を行う予定である。居住支援法人と居住支援協議会という仕組みができたことで、出所者等の住まいに関して、これまでよりは確保しやすくなると考えている。

薬物乱用防止に関して、こころの健康センターと保護司や刑務所が連携していることは認識している。記載が不足しているという指摘のため、今後も支援や連携を進めるためにも記載内容の修正を検討する。

2ページの「非正規化」という表現に関して、非正規雇用は格差や貧困、生活困窮等の大きな要因のため、修正を検討する。

(矢野構成員)

ボランティア活動を実践している立場から発言する。資料1の19ページにボランティア活動についての説明が掲載されたことは嬉しく思う。これまでボランティア活動に関わってきたが、個人的には大きなトピックとして扱われていないと思っていた。例えば、「『誰一人取り残さない』持続可能な『地域』と『福祉』」という項目を読んだ際に、これはボランティア活動と関わると感じることがあった。

乳幼児期に関わる活動は様々あるが、最近は生後2ヶ月程度の赤ちゃんとその保護者が参加されるケースがあった。これまでこののようなケースがなかったため、社会の動きが変化していることをボランティアは実感している。乳幼児期に関わる活動は、以前は女性ばかりが関わっていると思っていたが、高齢の男性から「実は自分も関わっていた」という話を聞いた。その子どもが中学生になってからも、子どもから「おはよう」や「あの時ありがとう」と声をかけられるなど、10年以上経つからの話を聞かせてもらうこともあった。

学童期に関しては、学校へ講話に行くボランティアグループがあり、長年継続している。

思春期に対しては、ボランティア連絡会がボランティア活動参加の呼びかけを行っている。今年も夏休み期間の7月18日から9月30日の間に、声をかけ参加を呼びかけた。

高齢者については、単身世帯が多くなる中で、ある時50人ほどが集まるという「いきいきサロン」に出前演奏を行った。その際は、女性が多く、男性は1人か2人という状況であった。一人暮らしは女性ばかりではないと思うが、男性の参加が少ない現状を実感した。また、年齢を重ねると、歌声サークルに参加している方で、普段は杖についているが、歌を歌い、帰るときには笑顔で「ありがとう」と言い、杖を忘れて帰ることもあった。それほどまでに心を満たされ方は素晴らしい感じている。

また、各区でボランティアフェスティバルが実施されている。以前は、全市を集めて実施していたが、会場の都合や各地域での活動を大切にするという観点から、現在は各区で実施されるようになった。そこでは学生ボランティアも参加している。例えば、私が活動している西区では関西大学の学生も参加し、売り上げを寄付している。私たちも一生懸命レモネードを彼らから購入するなど、若い人にもボランティアに関心を持つてもらえるよう、フェスティバルを積極的に関与している。

ボランティア活動を取り巻く状況は変化している。ボランティアに関わる人は、自分が力を与えているつもりでいるが、活動先で「ありがとう」や「また来てほしい」と言われると、とても嬉しい気持ちになって帰る。それぞれのボランティアは非常に頑張っている。2025年7月の資料によれば、堺市には209のサークルが活動している。堺区での活動が一番多いが、各区でできる範囲で活動に努めているところである。

(事務局・市)

先ほど、ボランティア活動を行う側も元気になるという発言について、これはまさに「支援する側」「支援される側」という関係を超えたということであると認識した。本計画においても、重視している視点である。

また、社協の計画にも関係する課題であるが、これまで地域活動やボランティア活動に参加してこなかった層、例えば男性や若者といった人々を、いかに緩やかな形で巻き込むかという点は、次期計画の6年間で取り組むべき重要な課題であると考える。

(垣田構成員)

生活困窮に関する具体的な施策や支援体制が、地域福祉計画の中にこれほどまで詳細に書き込まれている点や、更生支援をここまで重視して記載されている点は、極めて重要である。

一方で、資料1の43ページの図において、右側が具体的な施策や体制であるとすれば、左側の理念に関する記述も極めて重要である。前回の議事録を鑑みると、「誰一人取り残さない」というキーワードが本計画の中核を成しており、この理念は非常に重要であると認識しているが、常に「誰一人取り残さない支援体制」という形で係り結びになっている点に言及したい。

「誰一人取り残さない」という理念を掲げる際、「あなたのことも取り残さない」というように、その「あなた」という属性、すなわち具体的な人の姿が、もう少し記述されても良いのではないか。「誰一人取り残さない」ことは重要であり、これを実現するための支援体制が重要なことは当然である。しかし、堺市内に住む日本国籍の方、外国籍の方、経済的な理由で大学への進学が困難な方、LGBTQの方等、様々な人々が、この理念に自分も含まれていると実感できるような表現の工夫が必要ではないか。様々な要件やルールによって、これまで除外されがちであった方々が、この理念を見た時に自分のことも含まれていると感じられるよう検討してもらいたい。

この点をどこに反映すべきかについては、孤独・孤立に関する項目に入れるのが一つの方法ではないかと考える。例えば、外国籍の方の中には、今すぐに具体的な支援を必要としない方もいるが、言葉の問題から学校の授業についていけないこどもたちが多い現状がある。また、現在具体的な困りごとがなかったとしても、昨今、外国籍の方々が様々な目で見られることが多いため、そういった方々が孤立しないようにすることが重要である。前回も言及したが、「ともに暮らす」とは、単に給付を行うだけでなく、「ともに暮らす」、「そこにいて良い」、「きちんと見てもらえている」というメッセージを込めることが意味する。「孤独・孤立」の項目や、全ての人の権利や尊厳に関わる部分に組み込むことが考えられる。抽象的な内容ではあるが、検討してもらいたい。

(事務局・市)

計画作成の中の「誰一人取り残さない」については、外国籍の方や障害者、現時点で支援が必要ではない方も含め、堺市にいるすべての人が対象と考えている。事務局としてはすべての住民を対象とするつもりで作成したが、垣田委員より、この記述を見たときに「自分も対象に含まれる」と感じられるようにすべきであるという指摘があったため、この点を明示することが重要であると認識した。具体的な記述方法については、今後検討する。

(濱島構成員)

基本目標1に掲げられている「誰一人取り残さない」という点について意見を述べる。この目標は「誰一人取り残さない支援体制」としている。そのためには、当然必要な情報を必要なタイミングで届けることが必要である。しかし、「誰一人取り残さない」と書いているということは、誰かが取り残されているからこそだと考える。現状では「プル型」と「プッシュ型」と書いているが、様々な媒体を通して利用可能なサービスや制度を周知しアクセスできるようにすることが必要である。また、制度に基づいて位置付けられている様々な機関や専門職がしっかりと

聞き出すということが示されている。しかし、このような体制では、自ら情報を求めたりアクセスしたりしない人や、自分に当てはまるものがないと思った人は、結果として取り残されてしまう懸念がある。

また、ヤングケアラー支援に関して、若者世代はつながりを持っているものの、使える社会資源がなく、単に話を聞いてもらうといった相談にとどまってしまう現状がある。

各機関や各制度に基づいて情報発信や情報提供しても、そこに合致しない人が出現し、その人たちが取り残されることになる。

真に「誰一人取り残さない」仕組みを構築するのであれば、支援体制に関わる機関や民間団体が、「こういう人が取り残されている」という情報を集約する機会や機関を設ける必要があるのではないか。長期にわたる本計画において、そのような仕組みがなければ、取り残されている状況が積み重なり、改善されないままになる可能性がある。したがって、「誰一人取り残さない」仕組みとして、誰が取り残されているのかを適切に集約する機会を設けることが必要であると感じる。

次に、権利擁護についてである。63 ページ以降に掲載されている成年後見制度等を含めた権利擁護支援の充実は非常に重要であり、記載内容そのものは必要である。しかし、より根本的な問題として、差別の解消や偏見をなくすという視点がなければ、権利擁護は進まない。この点について、次期計画に記述すべきではないか。

(事務局・市)

「誰一人取り残さない」ために情報を集約する必要があるという指摘に関して、6 年間の長期計画であるため、年に 1 回以上は評価を受ける機会を設け、必要に応じて中間見直しを実施する予定である。評価の機会で、例えば、ある分野で施策が不足している点や、社会資源の開発が必要な点については、一定程度集約できるのではないかと考えている。ただし、これは意識しないと達成できないと考えており、単に評価を受け、数値を示すだけでは不十分であると考える。したがって、記述方法については難しいが、大変重要な意見であると受け止めた。

また、権利擁護に関して、差別の解消や偏見をなくすことは基本であると考える。この点については、「取組の視点」において、「人権を尊重し、共生を進める」の項目で記載している。内容が不足しているのであれば補足する。

第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画（社協計画）案について

(賣樂構成員)

資料 2 の 28・29 ページには、NPO 分野や市民協働分野において、最近は災害が重要なキーワードとなっている。先に議論された市の計画の視点とも関連するが、堺市における災害対策や地域福祉計画等の策定において、法改正された部分をどこまで今回の計画に取り込むか議論は必要である。

堺市は独自に市民協働型の「災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク」の構築を大阪府下でも早い段階から進め、協働型のボランティアセンターを構築している地域である。しかし、災害対策において福祉の視点を取り入れる法改正が進んでいたため、今後は社協計画の災害対策に関する取組においても、法改正等に合わせ対応することを期待していたところである。

この点について、既に議論しているのか、あるいは市と調整の上で、今後の中期的な改定で検討するのかといった点について議論する必要がある。

加えて、最近は避難所を閉鎖した後の支援として、「地域支え合いセンター」のようなキーワードを全国社会福祉協議会（全社協）等が使っているが、社協計画案にはこの点のキーワードが見当たらない。28 ページの

③に記載されている「社協の個別支援機能を活用した中長期的な支援」という内容は、「地域支え合いセンター」の機能を示すものであると考えるが、このキーワードも盛り込んではどうか。

(事務局・社協)

市とも議論しながら、法改正の動向を受けて、全社協が新たな方向性を打ち出している中で、既存の運営ネットワークを発展させながら、さらに災害ボランティアセンター閉所後を見据えた、いわゆるフェーズフリーの福祉の取組をどこまで計画に盛り込むか、現在議論を進めている。指摘のような視点については、盛り込む必要があると認識している。

(寶楽構成員)

行政計画案には、「検討します」や「検証します」というキーワードが記載されている箇所がある。これを参考に、検討中であることを記載する方が良いと考える。今後の6年間で、防災庁の創設等により、国の制度が更に変化することも予想されるため、検討してもらいたい。

(事務局・社協)

今後も状況が変化することが予測されるため、取組の検討を進めながら作成を行う。

(栗田構成員)

中核機関である権利擁護サポートセンター及び地域連携ネットワークの機能強化について問う。

本計画案の後半部分に、「専門相談件数は近年急増」しており、「年間100件を超え、現行の体制では対応件数に限界を迎える」と記載がある。これを踏まえ、「多様な担い手の在り方の検討を進めていく」としているが、具体的にどのような点で限界を迎えていたのか伺いたい。

また、限界を迎えていたから「在り方の検討を進めていく」と記載されているが、どのような体制をイメージしているのか、説明してもらいたい。

(事務局・社協)

現状、権利擁護サポートセンターでは、職員が個別対応する必要のある専門相談が増加しており、量的、質的に見て十分な対応ができない状況にあるという認識である。

この状況を踏まえ、現在、市とともに、中核機関の機能強化について検討しているところであり、体制を強化することを最後の文章に含めている。

また、「多様な担い手の在り方」については、先ほど説明があった行政計画と同様に、法人後見等の視点を取り入れているものである。

(栗田構成員)

想定内の回答であった。今、説明のあった内容は、次期計画の記載にぜひ反映してもらいたい。事務局の意図はそういった点にあると察していたが、現状の記述だけでは、施策をどのように展開するのか分かりづらい。特にマンパワーの状況が大変なため、その点についても、ぜひ記載を検討してもらいたい。

全体を通して改めて質疑・意見

(所構成員・座長)

行政計画と社協計画は、堺市の地域福祉を推進する重要な計画であるため、これらが具体的にどのように連動するのか気になるところである。ここからは、両計画について議論をお願いする。

(上出構成員)

出所者を含めて、「誰一人取り残さない」と記載している点について感謝する。アンケート調査結果に関して、刑余者・出所者等への再犯防止の必要性の啓発について、私たちも取組を考える。

(梶山構成員)

資料 2 の 35 ページに記載されている内容は、人材育成に関する内容かと思うが、ここに記載されている取組は社協の職員を対象にしたものだと思う。介護の業界では外国人による介護が増加し、一緒に働いていることもあります、ぜひ地域活動にも参加してほしいと思っている。ボランティア等を含めて、幅広い意味での人材育成が必要ではないか。

(事務局・社協)

資料 2 の 35 ページは、社協の基盤強化の取組を記載したものである。地域福祉の人材育成については、地域福祉型研修センターとして、堺市の地域福祉志向の人材育成を引き続き進めることについて 30 ページを中心に掲載している。

社協職員の人材育成は当然のこととし、堺市全体の地域福祉人材を育成することも、社協として取り組むべきと考える。

(寶楽構成員)

これまでの議論にあったかもしれないが、資料 1 の 33 ページに記載されている「支えあい続けるしくみ」というキーワードの主語は「支援者」ということか。「取組の理念」の説明文の 3 段落目を読めば、その意味するところは理解できる。「支えあい続けるしくみ」とは、具体的には障害者等分野を跨いで、互いに支援し合うという重層的な意味合いで使われているとは思うが、「しくみ」とは何を意味しているのか。後ろに記述されているのであれば、それで問題ない。

次に、資料 1 の 113 ページ以降では用語説明が 50 頁順で示されているが、「重層的支援体制整備事業」が載っていない。同制度については、この会議ではたびたび議論されているが、一般的な言葉ではないため、用語説明に追加したほうがよいのではないか。

最後に、資料 1 の 61 ページと 62 ページについて、NPO 分野や、地域の担い手という観点として、61 ページの (2) ①の「様々な機関・企業・事業者・NPO 等・地域住民・団体がつながるプラットフォームの構築」には大賛成である。その中で「地域課題に対して効果的な協働を促進します」とあるのは、広い意味に解釈できるため、良い表現だと感じた。

しかし、62 ページでは「住民が自身のスキルを生かした活動等を行いやすい環境整備についても検討します」とある。「環境整備についても検討します」と表記するだけでは、取組が進展しないのではないか。先ほどの表現を借りて、「地域課題に対して効果的な協働や環境の整備についても検討します」といった表現にしてもらいたい。

(事務局・市)

まず、資料 1 の 33 ページの「支えあい続ける仕組み」については、その意味するところは複数箇所で説明し

ている。基本的には、主語は「わたしたち」全員であり、「わたしたち」が「支えあい続けるしくみ」であると考えている。誰が中心となって、仕組みを作るのかという点については、市ももちろんあるが、みんなで作るものと考える。つまり、行政が中心となる場合もあれば、賛成構成員の指摘のとおり、NPO や地域団体がそれぞれの強みを生かして作っていくということを意図して、案を作成した。

次に、重層的支援体制整備事業については、確かに一般的な用語ではない。一方、次期計画には重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、その中で説明をしているため、内容が重複しないよう用語説明ではあって説明を省略した。

最後に、資料 1 の 61 ページと 62 ページについては、記載の仕方を検討したい。

(所構成員・座長)

これだけのボリュームの内容を取りまとめるのは、多大な尽力なしにはできないことであり、まず事務局に感謝する。だからこそ、この計画を確実に進められるようにする必要がある。先ほど説明があったように、わたしたち全員が力を合わせて協力して進める計画となっている。

本日様々な意見が出たが、これだけのボリュームのため、すべての人々が「これでいい」と納得できるものを具体的なレベルに落とし込むのは難しい作業である。とはいえ、構成員からは、「ここが大事だから、この言葉を入れてほしい」等の意見も色々と出た。これに対して、事務局の回答は、追記等を検討するということであった。

地域福祉に関わる計画は、本来であれば具体的な内容も必要であるが、理念計画に終わりがちだとよく言われる。一方で理念自体も大事である。本日は、両方の側面についての意見があり、いずれも重要であった。改めて、この計画に関わる私たち全員が両方の面を大事にし、一緒に進めたいと思う。

福祉に関する議論では、困難を抱える人への支援が特に重要であり、私たちは力を尽くそうとする。しかし、理念について議論があり、さらに細かい点では情報提供に関して議論された。地域福祉を進める視点では、誰もが受け手ではないという点に留意する必要がある。この点は、他の政策や計画以上に、相当意識をして進める必要がある。

理念にも書かれているが、「支えあい続けるしくみ」だけでなく、「ともに暮らすまち」と合わせて進めるということである。それを「わたしたちの参加と協働でつくる」のであり、助けることに加え、助けられることも大事である。そして困っている人に気づくことや、できることをそれぞれが行う。一人ではできないからこそ、「誰とつながればよいのか」という視点や、それが気づいたことを発信し、それを受け止める多くの人々の存在が重要である。こうした視点がなければ、結果的に誰かだけが対象者のままで終わってしまう。地域福祉がめざすのはそのような状態ではない。この点こそ私が、最も重視している点である。

その中で、本日議論された細かい点、例えば情報に関する議論では、専門職のアウトリーチも非常に重要であるが、アンケート結果から見ると、専門職だけの働きかけではそれを達成するのは難しいことが示された。それをキャッチする人たち自身が気づけるための様々な専門的な取組も必要であり、気づいたことを発信し、それを本人や団体、地域の方々が受け止める状況を含めて、啓発の重要性をより意識して進めるべきである。緊急対応が必要な場合だけではなく、様々な人々が「私もできる」ということや、「助けて」と言えない状況にある人でも、「困っていることは、あなただけの問題ではなく、他の人たちも関わり、支えあうことができる」とも含めて、「ともに暮らすまち」と「支えあい続けるしくみ」を一緒に作るということをより意識して進められるとよいのではないか。

計画は着々と進めることになるが、だからこそ、なぜこのような理念を設けたのかを、地域福祉は自分には関係ないと思っている方も含めて、「そうではない、みんなに関わるんだ」ということを意識化し、「実際にそうなんだ」ということが示されるようにできればよいと考える。そういう意味で、この計画が作成して終わりにならないような進め方をしていただきたい。また、計画を進める中で、困ったことを言えない人たちの情報を集約することも重要

であり、次期計画で対応してもらいたい。

以上